

審第2054号-1  
答申第602号  
令和6年7月31日

千葉県教育委員会

教育長 富塚昌子様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年12月11日付け教職第772号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第966号

平成30年11月2日付けで審査請求人から提起された、平成30年9月25日付け教職第537号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について



答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成30年9月3日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「2018年7月25日に行われた「〇〇〇〇」との交渉記録」である。

3 実施機関の決定

実施機関は本件開示請求に係る対象文書を保有していないとして、平成30年9月25日付け教職第537号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

請求人は、本件決定を不服として平成30年11月2日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 本件決定に係る行政文書

本件決定に係る行政文書は、「2018年7月25日に行われた「〇〇〇〇」との交渉記録」である。

(2) 本件決定の理由

本件決定の理由は、本件開示請求に係る行政文書を保有していないため（開示請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）である。

### （3）本件決定の違法性

上記「〇〇〇〇」は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条に基づき千葉県人事委員会に登録された職員団体である。すなわち、本件決定に係る行政文書は、地方公務員法第55条に基づき行われた当局と職員団体との交渉の記録である。

主権者である県民にとって、公務員の人事管理や勤務条件等の制度や実態は大きな関心事である。したがって、任命権者はこれらについて、県民に対する十分な説明を行う責任を負っている。

交渉は、ともすれば県民目線からは職員同士の“談合”ともとられかねないものであり、これを“密室”で行うならば、その疑念は一層深まることとなる。よって、特に交渉についてはその内容等について透明性を高め、説明責任を徹底して果たすべきである。

ところが、本件決定においては、説明責任を果たす第一歩である「交渉記録」を作成していないというのである。これは、ありえない。

また、職員団体側から言えば、その提案等も記録に残らないのである。この観点からも、「交渉記録」がないということはあるにない。

さらに、当局側から言えば、関係部署、上司等への報告等のためにも何らかの文書が作成され、使用されているはずであり、この観点からも「交渉記録」がないということはあるにない。

なお、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」（平成23年6月2日総務省）では、「地方公共団体の当局は、団体交渉の議事の概要及び団体協約を公表しなければならないこととする。」との案が示されている。「議事の概要」を「公表」するか否かの提案であって、「議事の概要」の作成を前提としている。「交渉記録」を作成しないことは、ありえないのである。

以上、本件決定は文書秘匿であり違法である。

### 3 反論の要旨

請求人は条例の解釈を誤ってはいない。教育長が条例の目的を果たしていないのである。「千葉県情報公開条例解釈運用基準」は、条例第1条の「解釈及び運用」に次のように記している。

「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とは、県

政を信託した県民に対し県がその諸活動の状況を説明する責務があることを明らかにしたものであり、実施機関は、行政文書の適正な開示はもとより情報提供施策の一層の拡充等に努め、「説明する責務が全うされるように」しなければならない。

#### 第4 実施機関の弁明の要旨

##### 1 弁明の趣旨について

請求人が提起した、条例第12条第2項の規定による本件決定に対する本件審査請求についてはこれを棄却することが相当である。

##### 2 事案の概要について

本件審査請求は、請求人が、平成30年9月3日付けで同条例第7条第1項の規定により、実施機関に対し、「2018年7月25日に行われた「〇〇〇〇」との交渉記録」を請求の内容とする本件開示請求したことに対し、実施機関が、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして本件決定をしたところ、請求人がこれを不服とし、本件決定の取消しを求めた事案である。

##### 3 処分の内容について

本件審査請求に係る処分は、本件決定である。

##### 4 本件決定の理由について

地方公務員法第55条に規定する交渉については、同条第1項の規定により、職員団体が地方公共団体の当局に交渉の申入れを行い、同条第5項の規定により、交渉に当たっては、議題、時間、場所、その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行われる。

また、交渉は、その経過においてはあらゆる角度から自由に議論が行われて結論に至ることが望ましく、問題は合意に達した事項を信義誠実の原則に則って当事者が措置することにあると解されている。

本件審査請求に係る交渉については、請求人が、実施機関に職員の勤務条件に係る要求書及び関連する事項について交渉を申入れ、請求人及び実施機関において、交渉を行う員数、議題、時間、場所等をあらかじめ取り決め、取り決めた時間及び場所で交渉が行われた。

当該交渉の前に、実施機関において、請求人とあらかじめ取り決める交渉を行う時間、場所等が設定され、当該要求書に対して職員団体交渉回答要旨という行政文書により当該交渉に対応することが決定され、当該要旨は請求人に交渉を行った日に手交している。当該交渉の後、上司等には口頭で当該交渉の報告を行っている。

本件開示請求は、本件開示請求に係る行政文書開示請求書（平成30年9月3日付

け受付447番)の記載から、同条に規定する交渉が行われた、平成30年7月25日の実施機関及び請求人における具体的な当該交渉のやりとり等当該交渉の記録を開示請求しているものと解釈できる。

当該交渉を行う前の手続である、請求人及び実施機関においてあらかじめ取り決めた時間、場所等が記録された文書については、当該交渉の記録とは言えないことから本件開示請求の対象となる行政文書(以下「本件対象文書」という。)ではない。

また、当該交渉の前に決定され、当該交渉を行った日に手交された当該要求書に対する回答である当該要旨については、当該交渉の前においては当該交渉の記録とは言えないことから、本件対象文書ではなく、当該交渉の後においては当該交渉の結果であって具体的な当該交渉のやりとり等当該交渉の記録とは言えないことから、本件対象文書ではない。

さらに、本件審査請求を受け、実施機関において本件対象文書を探索したが、本件対象文書は保有していない。

#### 5 弁明の内容について

請求人は、前記第3 2 (3)のとおり主張する。

しかし、上記4のとおり、本件対象文書を作成又は取得しておらず、保有していない。したがって、請求人は条例の解釈を誤ったものであり、請求人の主張には理由がない。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、請求人の主張及び実施機関の弁明並びに関連する資料を調査し、後掲第6のとおり、条例第23条第4項の規定による調査等を追加で行い、審議をした結果、次のとおり判断する。

#### 1 審査会における調査の結果

当審査会は、平成30年7月25日に行われた実施機関と「〇〇〇〇」との交渉(以下「本件交渉」という。)に係る文書の作成等について条例第23条第4項の規定による調査等を行った。その際に請求人から提出された意見及び実施機関の説明は以下のとおりである。

なお、「〇〇〇〇」は地方公務員法上の職員団体であり、請求人でもある。

##### (1) 請求人の意見

本件交渉は1時間程度行われた。実施機関から事前の要求書に対する回答要旨の読み上げがあり、その後、この内容に係るやり取りがあった。交渉終了後に実施機関

から回答要旨が手交されたが、その内容に読み上げ後のやり取りは一切反映されていない。請求人は、本件交渉当日に回答を得られなかった事項について、再度回答をするよう実施機関に文書で求め、実施機関から再回答を得ている。

実施機関は、平成24年度には交渉の詳細なやり取りの記録を作成していた。請求人が訴えたいのは、実施機関は交渉記録を作成すべきだということである。

## (2) 実施機関の説明

本件交渉は、事前に議題、時間、場所、その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行っており、実施機関では交渉日より前に回答要旨を作成し、決裁を行った上で交渉に臨んでいる。請求人から実施機関に提出された本件交渉についての申入書、要求書、本件交渉の議題・時間等の事前の取決めに係る文書及び回答要旨作成に係る起案文書は、本件開示請求時には文書として保有していたが、現在は保有していない。これらの文書は、いずれも保存期間経過により廃棄されたものと思われる。

本件交渉は1時間程度行ったと思われる。交渉では職員団体から事前に提出された要求書に対する回答要旨を読み上げ、その後、回答要旨を記載した用紙を職員団体に手交した。

交渉は事前に決められたとおりに行われたことから、事後の報告の内容は軽微なものであるため報告は口頭で行っており、交渉記録は作成していない。請求人が求めているのは本件交渉当日の詳細なやり取りが記載された交渉記録であり、回答要旨は対象文書ではないと認識している。

なお、本件交渉後、平成30年10月2日付けで請求人から本件交渉の持ち帰り事項について再度回答するよう依頼があり、実施機関は平成30年12月6日付けで回答を行った。

平成24年度の交渉では詳細な交渉記録を作成していたと思料されるが、現在、当該文書は保有していない。この当時、交渉記録を作成していた経緯などは確認できない。

## 2 本件決定の妥当性

### (1) 本件開示請求の対象となる文書について

前記1のとおり、本件交渉についての申入書、要求書、本件交渉の議題等の事前の取決めに係る文書及び回答要旨作成に係る起案文書の4文書については、本件開示請求の時点で実施機関が保有していたことが明らかになっている。少なくとも、これらの4文書については、客観的に見て本件開示請求の対象文書として特定し、開示決定等を行うべきであったものと認められる。

## (2) 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に関する対象文書を本件交渉当日の詳細なやり取りが記載された交渉記録と解し、これを作成していないため不保有であるとして本件決定を行ったと弁明している。また、本件交渉についての申入書等の前記4文書を本件開示請求の対象文書から除外したことについては、本件開示請求書中の「2018年7月25日…(中略)…交渉記録」という文言から対象文書の特定を行った結果であると、実施機関は弁明しているものと思われる。

しかしながら、本来、開示請求に対する対象文書の特定は慎重に行われるべきものである。対象文書の特定に係る制度の運用次第では対象文書をなかったことにされるおそれがあることを考慮すれば、文書特定の仕方によっては条例第1条に定める情報公開制度の目的や趣旨が没却されることに実施機関は留意すべきである。

本件開示請求の内容が職員団体との交渉の記録であることからすれば、交渉記録との文言を限定的に解釈するのではなく、当該交渉と関係のある前記4文書を本件開示請求の対象文書として特定することが客観的に見て合理的というべきであり、実施機関がこれらの文書を特定しなかったことは、条例の目的や趣旨の理解を欠いた不当かつ不合理な対応と言わざるを得ないものである。

よって、実施機関の対応には、条例第1条の目的や趣旨からみて、開示請求時に存在していたと認められる前記4文書を本件開示請求の対象文書として特定しなかったという点において過失があり、本件決定は違法であったというべきである。

ただし、実施機関は本件審査において、前記4文書については保存期間経過による廃棄等のため現時点においては不保有であり、本件交渉当日のやり取りの詳細な記録についても不作成のため不保有と説明しており、これらの説明を覆すに足る事情は本件審査においては認められなかった。

したがって、実施機関が行った本件処分は、結論においては妥当であると認めざるを得ないものである。

## 3 附言

前記1で述べたとおり、実施機関と請求人との交渉については、過去には実施機関において詳細な記録が作成されていたこともあったものと思料される。本件交渉の内容について実施機関は軽微と説明するが、実施機関は本件交渉に係る事項について平成30年12月に請求人へ再回答を行っており、本件交渉の内容が軽微であったとする実施機関の説明には疑義があると言わざるを得ない。

そもそも、実施機関と職員団体との交渉は地方公務員法第55条に定められているも



のであり、事前に対応方針が決まっていたとしても、当日の交渉内容が「千葉県教育委員会行政文書管理規則の運用について」第3条（事務処理の原則）関係欄に記載する「軽微な事項」とは一般的には考え難いものである。仮に、当日の交渉が予定どおり終了して回答要旨以外の取決め事項がなかったとしても、その事実を記載した交渉記録は作成されてしかるべきと思料する。

また、本件交渉に係る対応や関連する行政文書の保有状況等について曖昧で不明確な内容を述べる等、本件審査における実施機関の当審査会への対応は誠実なものとは言い難く、行政文書を適切に作成し保有するという実施機関への信頼性に疑念を抱かせるものであった。

実施機関は前記4文書を保存期間経過により廃棄した等と述べているが、本件審査請求が行われたにもかかわらず、争訟の対象となるおそれがある文書を漫然と廃棄したこと、また、これらの経緯や文書の存在について実施機関が本件審査における当初の陳述では明確には述べず、その後の当審査会の確認の際に初めて明らかにしたことは遺憾である。

今後、実施機関においては、文書の作成も含めた行政文書の管理について、適切な事務処理が行われるよう附言する。

なお、実施機関が前記4文書を保存期間経過により廃棄したことは、当審査会における審議の着手が遅延したこと、その原因として当審査会において事案が滞留していること、審理自体が長期化していること等も影響したものと思料される。当審査会は諮問案件の処理を迅速に行うべく努力しているところであるが、今後、一層の審理促進に向け努力してまいりたい。

#### 4 結論

実施機関の決定は妥当である。

#### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月12日	諮問書の受理
令和 5年 9月27日	審議
令和 5年10月25日	審議 条例第23条第4項の規定による実施機関の意見陳述

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年11月22日	審議
令和 5年12月20日	審議 条例第23条第4項の規定による請求人に対する調査結果
令和 6年 1月23日	審議
令和 6年 2月29日	審議
令和 6年 3月22日	審議
令和 6年 4月17日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 林 啓 吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中 岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横 田 明 美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)